

総務経済常任委員会会議記録（概要）

平成29年3月10日（金）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第19号「所沢市民間資金等活用事業選定委員会条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

桑島委員

P F I法による選定委員会を作ることだが、前回、複合施設を作るときに選定委員会をつくらなかったのはなぜか。

鈴木経営企画
課長

以前、新所沢の複合施設で検討した経緯はあります。当時は、従来手法、P F I手法、指定管理者制度の3つ手法がありました。導入に当たり、どの手法が市にとっていちばん効果があるか調査をした結果、公設民営の指定管理者制度を活用する方が、バリュー・フォー・マネーが高いと判断した結果です。

桑島委員

ファイナンスは公共で行い、運営は民間で行うという結論が出たので、あのときは置かなかったということか。

鈴木経営企画
課長

そのとおりです。

桑島委員

今回、予算でPFIがらみの案件が2つ出ている。一つはミューズ、もう一つは給食施設で、PFI手法を視野に入れていると聞いている。当面は、ミューズのPFIに関して対応するというのでやっているのか。

鈴木経営企画
課長

今回の条例制定のきっかけとなったものは、ミューズです。

桑島委員

市民公募はないということよろしいか。

鈴木経営企画
課長

そのとおりです。

福原委員

資料を見ると、さいたま市、越谷市などで設置しているとあるが、効果や成果についてどう捉えているのか。

鈴木経営企画
課長

学識経験者や専門家の意見を聞きながら、特定事業と事業者の選定を行ったということが成果になろうかと思えます。

福原委員 今回のミューズの関係でも一定の効果を狙っているのだろうが、具体的にどのような形で手応えを感じたのか。

鈴木経営企画
課長 まず、特定事業の選定と事業者の選定に当たっては、外部の有識者の意見を聞くことが一般的であり、そういった方々に職員ではわからない専門的な部分について、意見を聞きながら選定が行えるということが、メリットだと思っております。

福原委員 任期については、調査及び審査が終了した日となっているが、概ねどのぐらいの期間を想定しているのか。また、年間で回数は何回を想定しているのか。

鈴木経営企画
課長 期間については、1年前後を想定しています。回数については、その案件によっても違うと思いますが、4、5回を想定しています。

福原委員 費用弁償について、報酬は7,900円とのことだが、来年度の予算はどのぐらいをみているのか。

鈴木経営企画
課長 具体的な数字については答えられませんが、今議会に市民部から提案させていただきます。

荒川委員 P F I 法が公布されたのが 1 9 9 9 年で、2 0 1 1 年 1 1 月に改正されているが、改正のポイントは何か。

磯経営企画課 P F I 法は、資金については民間の資金を使うための法律としてできた
主幹 ものです、その後、資産としての所有は公共が持つが、運営権の部分を切り離し、民間に運営を任せて効率的にできるように、公設民営を可能とするということを主眼に、法改正がされました。

荒川委員 全国的には、P F I 法による事業は何件か。

鈴木経営企画 平成 2 7 年度の実績ですが、内閣府の公表で 5 2 7 件です。
課長

荒川委員 P F I 事業には 3 つの事業型があるが、改正前の P F I 法では、サービス購入型が全体の 7 割を占めていて、混合型が約 2 4 パーセントで、改正後の運営まで入っている独立採算型については、約 4 パーセントである。その辺りの情報は把握しているか。

鈴木経営企画 把握していません。
課長

荒川委員

ミューズは建設と維持管理は別にすると聞いているが、それだと昔のサービス購入型と一緒に、業者にとってメリットがない。原則的に、業者は運営があつてメリットを出そうとするが、それもうまくいかないということで、今度は切り離して行うということだが、逆行していないか。

鈴木経営企画
課長

まず、PFIを導入してどこの部分までをお任せするかということについては、ご指摘のとおり運営の部分を別にするということですが、運営の部分は実際に指定管理制度を使って民間にお任せする、それを単独でお願いするということではメリットがあるという判断がありますので、そこは切り離して行うということです。

荒川委員

そうするとPFI事業は、具体的に、建築、維持管理、清掃等のどういった部分を想定しているのか。

鈴木経営企画
課長

設計、修繕、維持管理の部分で、運営は別に指定管理者にお願いするものと聞いています。

荒川委員

民間は、銀行から資金を借りて修繕や維持管理をするわけだが、金利は自治体の方が安い。その上民間は儲けなくてはならない。そういった意味で、財政負担が軽くなるとはいうが、そうではないのではないかという事

例があつて破綻したりしている。この辺については、十分に調査、分析して今回の提案があつたのか。

鈴木経営企画
課長 そういった部分も含めて、バリュー・フォー・マネーを調査して、その結果、公営よりも効果があるという判断があれば、P F I の制度を活用するということになると思います。

荒川委員 仙台市のスポパーク松森などは、建設段階から民間業者に委ねているために安全性の厳格なチェックが薄れ、開館から1カ月で地震のために天井が倒壊するという事故が起きた。チェックを丸投げすることによる、こういった心配はないのか。

鈴木経営企画
課長 チェックは市でも行いますが、専門の第三者によるアドバイザーをお願いして、そちらでチェックを行いながら進めていきます。

荒川委員 P F I 方式のほうが、自治体が直接行うよりも安いというデータはあるのか。

鈴木経営企画
課長 これからの話になりますが、ミューズを例にとりますと、起債が75パーセント使えますのでそれを全部使い、残りの部分について民間資金を活用することを考えておりますので、今後についてもメリットが出るものは

全て活用しながら、検討して進めていくということです。

桑島委員

ミューズについては、2020年までに整備するという前提があり、起債の残りの25パーセントについても財源が手当てできないからPFIで行うのではないのか。

鈴木経営企画
課長

支払いの平準化がメリットの一つであると伺っております。

桑島委員

この制度を使えば、日産本社の事例のように、市役所の庁舎を証券化して一括売却し、賃貸料を払うという方法もPFIの一つとしてあるが、これも対象になるか。

鈴木経営企画
課長

対象になります。

桑島委員

そういう事例はあるのか。

鈴木経営企画
課長

そこまでの把握はしていません。

荒川委員	支払いの平準化とよく聞くと、結局は従来の公共事業を繰延払いして
	るだけで、何のメリットもなく変わらないという意見もあるが、いかがか。
鈴木経営企画	ハードの建築に当たりましては、一時期にまとめて支払うよりも、施設
課長	は複数年にわたって使うものですし、予算の使い方についても財政負担の
	平準化ということが、公平性に当たるのではないかと理解しています。
粕谷委員	選定委員会について、公募もなく、知識経験を有する者とそれ以外につ
	いては市の職員ということであるならば、選定委員会をつくらないで、例
	えばアドバイザーという形でやっていくのも一つの手法かと思うが、その
	辺についての議論はあったのか。
鈴木経営企画	ご指摘のとおり、必ずしもこの選定委員会をつくらなければならないと
課長	いうことではなく、外部の有識者の意見を聞くということですので、アド
	バイザーという形も可能ですが、検討した結果、指定管理もそうですので、
	委員会を作ってしっかり審議をしていただくということになったもので
	す。
島田委員	他市事例として挙げられている、さいたま市、越谷市、春日部市は、ど
	のようなPFI事業を行っていて、市はどのような評価をしているのか伺
	いたい。

鈴木経営企画 最近の事例では、さいたま市の大宮区役所の新庁舎整備事業があり、選
課長 定委員会で特定事業や事業者の選定を行っています。

島田委員 越谷市や春日部市の事業の成果については、どう評価しているのか。

鈴木経営企画 審議の内容までは確認していませんが、成果としては、特定事業や事業
課長 者の選定が適正に行われているということになるかと思います。

島田委員 これまで縷々説明があったような、期待どおりの成果が見られたと評価
しているということか。

鈴木経営企画 そのように理解しています。
課長

島田委員 越谷市や春日部市の事業は、どのようなものであったのか。

鈴木経営企画 越谷市は、平成14年に広域斎場の整備について、春日部市は小中学校
課長 普通教室等エアコン整備について、それぞれPFI事業を行っています。

【質疑終結】

【意見】

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第19号所沢市民間資金等活用事業選定委員会条例制定について反対の立場から意見を申し上げます。

2013年5月のPFI法改正の時に参議院の内閣委員会では、PFI法施行から、十年以上経過していることに鑑み、この間のPFI事業の実施状況を検証・評価し、国会に報告することという附帯決議があった。この報告の中で、2009年頃からPFI事業が減っている傾向にある、と指摘している。このように、PFI本来の姿ではないということを内閣府の民間資金等活用事業推進会議の中でも言っている。つまり、PFI事業とは、民間資金、技術などを使って公共施設の整備を進めるもので、整備費や管理費を税財源以外の収入によって費用を回収することが目的であるが、税財源に依存しない事業がこれまでにほんのわずかしかないということで、法本来の目的が十分に達成されていないというようなことを言っている。この間の問題点がクローズアップされており、リスク管理についても官か民か、という無責任体制があるということと、PFIは地元経済にもむしろ不利に働き、地域経済の発展にも貢献できないという現実もある。PFIというのは、非営利の公共サービスにはなじまないということから、必ずしも専門性が確保できるとは言えず、公共性を満たせないと言わざるを得ない。なぜ今ここでPFIなのか、ということの根拠がはっきりしないという意味で、この方式の導入には反対の立場から、この委員会設置にも反対します。

粕谷議員

自由民主党・無所属の会から、議案第19号所沢市民間資金等活用事業
選定委員会条例制定につきまして賛成の意見を申し上げます。

今までの質疑の中で、他市の事例等を紹介していただきながら一定の成
果があるということでもあります。民間事業者の資金活用につきましては、
その時代の社会経済等の事情もあるかと思いますが、今後、公共施設の民
間資金等の活用によりまして管理運営していくことは、所沢市にとっても
一応のメリットがあるとのことですので、会派として賛成するものであり
ます。

【意見終結】

【採 決】

議案第19号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきも
のと決する。

休 憩（午前9時27分）

（説明員交代）

再 開（午前9時29分）

○議案第21号「所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

桑島委員

所沢市において、ここ5年間で介護休暇の関係で職場を辞めざるを得なかった事例を把握しているか。

市川職員課長

例年、退職者の中に介護が理由で辞められる方はいらっしゃるのですが、ご自身の事情を全てお聞きできるわけではないので、何人という形では把握していません。

桑島委員

この改正によって、そういう方もある程度辞めなくて済むような形になるということは、どのように把握しているのか。

市川職員課長

これまでは、連続する期間の中での休暇としてしか取れませんでした。介護は一般には長期化することが多いので、分割して必要な時に取れるということになると、少なくともこれまでよりは離職が防げるのではないかと考えています。

桑島委員

結局、国家公務員の規程に合わせて変えたということか。

市川職員課長

国家公務員もそうですが、民間のいわゆる育児・介護休業法も改正されまして、こちらも変えていくということです。

桑島委員

国や民間の介護休暇というのは、実家の親を介護するためというケースもあると思うが、この辺はそんなに想定できるのかなという気もする。それと残念だったのが、こういう制度を導入する以上は、本来であれば介護休暇の方がどういう形で辞められて、どうすれば残れるかというデータがあるということが、立法事実の把握として必要なのだが、何となく国がやるからやるという安易な改正だということがよくわかった。今後は、もう少し介護で辞められる方について、どういう条件だったら続けられたのかということ把握して、併せてこの条例改正もさらに改正するというように考えた方がよいのではないか。

市川職員課長

今後とも、介護に限らず、何らかの理由で離職するということについて、どのようにしたら防いでいけるのかということは、引き続き研究してまいりたいと考えております。

島田委員

国の法律改正に伴ってということだと思うが、介護時間の2時間の根拠について伺いたい。

市川職員課長

現行の育児に係る部分休業が、一日2時間までとなっております。制度の均衡ということで、2時間としております。もう一つは、介護休暇は一日丸々取ることもできますし、部分的に取ることもできます。その場合は、一日最大4時間まで、つまり半日は勤務するようという考え方があります。そこで、フルタイムで勤めるのと4時間半日休むことの間で2時間までの介護時間という考え方があります。

桑島委員

介護休暇の認定条件について、職員課は緩いと認識している。介護でもないのに、介護休暇の制度を利用して休暇を取る人に対する予防策についてはどう考えているのか。

市川職員課長

介護休暇の休暇簿には、介護を要する状態を具体的、詳細に記載するものです。承認するのはそれぞれの所属長ですので、十分にその点を確認していただくことになります。介護休暇は給与が支給されない制度ですので、必要に迫られての取得であると考えております。

桑島委員

あまり善意に基づく制度設計はしない方がよいと思う。何度も失敗をしているわけだから、無給だとはいえ権利を取る状態については、少なくとも年1回は提出させるぐらいのことはやった方がよい。また問題が起きる。悪意に基づいてやった方がよいと思うが、いかがか。

市川職員課長

適正な取得となるように心掛けていきたいと考えます。取得実績そのものは、昨年は全く該当がなく、一昨年が1人ですので、必要に応じて周知徹底してまいりたいと考えております。

福原委員

国の法律に合わせて改正するということがわかったが、結核性疾患に係る特例の廃止についても国の関係からなのか。

市川職員課長

従前は国家公務員でもこのような規定があり、各自治体においても同様でしたが、既に国家公務員については廃止されています。この背景として、結核性疾患の療養期間が医療技術の進歩とともに飛躍的に短くなっているという実情があります。そうしたことの中で、他の病気と区別して特例を置いておく必要がなくなったことから、廃止するものです。

福原委員

他の疾患についても、今後、廃止を検討するようなものがあるのか。

市川職員課長

現時点で、見直すことは考えておりません。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第21号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第22号「所沢市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

桑島委員

立法事実として、過去にこのようなケースで辞めざるを得なかった方がいるのかどうか確認したい。

市川職員課長

最近の例として、承知しているものは、1件ありました。

桑島委員

本当は、国がやるからやるのではなく、そういうことがあった時に、こういうものをつくってあげればよいのではないか。ある程度、業務に習熟した方は、なるべく辞めないような形で制度改正した方がよいと思う。1件あったのはいつで、なぜ、その時に制度改正しようとしなかったのか。

市川職員課長

その事案は、平成22年3月の職員の退職でした。現行の同行休業ができるようになったのは、平成25年に日本再興戦略というものができ、その中の項目に入ったという経緯があります。勤務条件については、国や民間との均衡を意識しなければならないということがあり、当時は、突出した形で新たに制度をつくるというところまで踏み込めませんでした。

桑島委員

例えば、平成22年に辞められた方が戻って来られて、その時に再雇用する制度は、枠組みとしてあるのか。

市川職員課長

それを想定してということではありませんが、平成22年度の試験から、民間企業等の経験者を採用する形を採っております。年齢の上限は、39歳までとなっています。民間企業等というのは公務経験も含み、本市を退職した人に限らず、どこかで退職されて転職されるような方も、こちらで新たに力を活かしていただくような仕組みにしました。

桑島委員

私も、身近にそういった事例を見ていて、大変優秀な方が入ってこれてまことに良い制度だと思う。年齢制限の拡大など柔軟に対応してはいかがか。また、経験者にいきなり初任者研修をさせるのはいかがなものかと思う。検討すべきだと思うが、いかがか。

市川職員課長

ご指摘のとおり、有為な人材をいかにして確保していくかということについては、これがベストという最終的な答えはないものと考えております。年齢の上限や採用後の人材育成についても、常にどういった形がよいのか模索している状況です。初任者研修については、所沢市役所について、公務というのはどういうものかということについて、ベースを学んでいただくということからしますと、民間企業等の経験者であっても受けていただく意義のあるものですが、全く同じメニューでよいかということもあり

ますので、検討を重ねていきたいと思ひます。

粕谷委員

同行休業した場合の給与体系はどうなっているのか。

市川職員課長

同行休業の期間中は、給与の支給はありません。

粕谷委員

制度をつくった初めから、支給していないのか。

市川職員課長

そのとおりです。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第22号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第23号「所沢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

桑島委員

所沢市でこういう事例で困ったことがあるのか。

市川職員課長

事例については、承知しておりません。今回の主たる部分については、地方公務員の育児休業法の改正によるものです。また、民間の育児・介護休業法も同じように改正されてきており、法的に育児休業の対象が定まっているものです。国のありように合わせての改正ということです。

桑島委員

議案資料に、育児短時間勤務職員の管理職手当の支給についての改正の記載があるが、これについて説明願いたい。

市川職員課長

育児短時間勤務制度は、一日のうち最大で4時間までを減ずるような形で、週の勤務時間に応じた給料額とする仕組みとなっています。そうした者の管理職手当について、月額で支給するということになると、極端な場合、給料は半分になっているにもかかわらず、管理職手当がそのままというわけにもまいりませんので、その時間に応じた金額にしていくということです。

桑島委員

論理的にはわからないではないが、管理職手当は時間給ではなく地位、職位に対する処遇であり、何かあった時に責任を取るという手当であると理解している。だから、時間が減ったから手当を減らすということになると、では、管理職は残業手当が出るのかという議論にもなると思う。おかしいと思わないか。

市川職員課長

管理職手当は、勤務時間と関係ないというご指摘は理解できますが、国の給与体系化における勤務時間との連動制については、無視できないと考えております。

桑島委員

国もこういうことをやっているのか。

市川職員課長

国と同様ということです。

桑島委員

国も残業手当は出ないと思うが、矛盾を感じないか。

市川職員課長

管理職については、時間外勤務手当は支給されません。管理職手当についての考え方ということになるかと思いますが、ご指摘のような考え方もあろうかと思えます。時間に応じたものであるという考え方が根底にあるということです。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第23号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第24号「所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

桑嶋委員

障害者雇用就業員の日額設定の根拠を伺いたい。

市川職員課長

日額で定めておりますが、勤務時間として1日6時間を想定したものでございます。本市における事務補助の臨時的任用職員の賃金単価などとの均衡をみて定めたものでございます。

桑嶋委員

障害の態様にもよるが、障害者雇用の中では相当よい賃金であると思うが、障害者雇用就業員の選考プロセスを伺いたい。

市川職員課長

おっしゃるとおり、一般就労に近い形で勤務していただく考えになりますので、それなりにスキルや能力がある方でないと難しいということになるかと思えます。さらに、1日6時間、週に5日勤務していただくことを想定しておりますので、この選考におきましてはところざわ就労支援センターの就労支援を受けてという形で想定しております。

桑嶋委員

障害者雇用就業支援員を別途雇用するが、社会福祉協議会に就労支援セ

ンターがあるのだから、この辺りは依頼したほうが就業支援員の柔軟性も保たれるのではないか。6時間の就業中ずっと支援するよりも、ある程度この部分を委託して市役所以外の方を支援するのと同じような制度設計にするほうがよいと思うが、なぜこの形態になったのか。

市川職員課長

市の就労支援事業という観点からは、そのような幅をもたせることが考えられますが、今回は市が一事業所として障害者の方を雇用するという考えでして、ところざわ就労支援センターと連携をしていきますが、こちらが受け手側ということで雇い入れるものでございます。主な職務として就業員の日々のサポートをするほか、庁内から事務を請け負って来ることや、業務のコーディネートがございまして、本市の職員としてやっていただきたいという考え方でございます。

粕谷委員

障害者雇用就業員の月額5,280円について臨時的任用職員の賃金単価を参考にしているということでは、障害者といっても能力の高い方を想定していると思われる。その際に、月給制の支援員を置く必要があるのか。

市川職員課長

独り立ちして一般就労できるような方だとすればむしろ民間企業等に就労されるであろうと想定し、市という立場で受け入れていくとなると、ある程度の支援も必要としながら就労するという想定をしております。また、それぞれの職場に配置することは初めは難しいと考え、支援員の方に

は、庁内から仕事を集めてきて就業員に割振りをするといった職務を担っていただくことを考えております。

粕谷委員

それならば、雇用就業員の日額がもう少し低くてもよいのではないか。また、それほど複雑な仕事をするわけではないと思われるので、初めの一週間ほど支援をすればよいのではないかという点から、就業支援員については月額でなくてもよいのかと思うが、いかがか。

休 憩（午前9時56分）

再 開（午前9時59分）

市川職員課長

就業員の報酬額設定ですが、先ほど事務補助との均衡について答弁いたしました。一方、最低賃金もあり、あまり低すぎではいけないということと考えております。就業支援員については、本市でも初めてでして、県内の自治体でも取り組んでいるところがありませんので、自治体としてのノウハウは限られております。そうした中で、先進市を視察し、参考としながら始めるということで、特に最初のうちはいろいろなものが想定されるということから、安定的に月額制でやっていただきたいと考えております。それから、就業員にやっていただく業務について、一口に定型的な業務と申しましても、いろいろな所属でさまざまなものがあるかと想定しております。そうすると、就業員の個々のスキルや能力に合わせて、どういう仕事なじむのかということも調整し、サポートしながら、ということが日々想定されるところでございます。

粕谷委員	社会福祉協議会の就労支援センターから、ジョブコーチに来てもらうことは考えなかったのか。
市川職員課長	社会福祉協議会でも貴重な人材だということで、本市で独自に雇い入れをすることといたしました。
桑島委員	支援員が簡単に見つからない可能性もあるということか。
市川職員課長	おっしゃるとおり、誰にでもできるかという点、それは難しいと考えています。
島田委員	どのような障害をもつ方を想定しているか。
市川職員課長	身体障害者については正規職員の枠を設けておりますので、こちらでは知的障害、精神障害をもつ方などです。
島田委員	勤務場所は、どういう想定か。
市川職員課長	就業支援員、就業員ともに職員課に配置し、市役所の業務全般の中から定型的なものを集め、集約的に3人の就業員が行います。それに当たり、

支援員にはいろいろな仕事をどの方に割り振るかというコーディネートをしていただきます。

島田委員 職員課にブースを作り、そこで就業員が作業し、支援員がサポートしながら、というイメージでよろしいか。

市川職員課長 そのとおりです。

荒川委員 埼玉県 lowest賃金は、6時間で計算するといくらになるか。

市川職員課長 時間給で845円ですので、6時間で5,070円でございます。

桑島委員 賞与はどうなるのか。

市川職員課長 賞与の支給はありません。

桑島委員 地方自治法の改正で、非常勤職員も賞与が出るようになると思うが、その場合は対象になるか。

市川職員課長 そのとおりです。

桑島委員 今回の法改正に伴って、今議会中に提案するということはないか。

市川職員課長 ここで法案が出たばかりであり、法案によれば、施行は平成32年4月となりますので、改正後に適用をさせていくものと考えております。

桑島委員 嘱託医報酬の算定根拠は何か。

市川職員課長 保健センターの発育発達相談で任用している嘱託医の報酬が3万6,000円であり、それと同額としております。

桑島委員 それでは3万6,000円の根拠は何か。

市川職員課長 1回の時間を3時間と想定しており、時間当たり1万2,000円となります。これについては、一般的な報酬の状況との均衡ということで定めております。

桑島委員 就学时健診や、介護保険の認定審査の1時間当たりの金額はいくらか。

市川職員課長 例えば学校医は、1校当たり年額14万9,800円に、生徒数かける204円、さらに執務回数1回につき8,600円を合わせた金額です。

島田委員 放射線読影に係る勤務に対する報酬について、改正前と改正後の違いは何か。

市川職員課長 エックス線検査における読影に当たり、今までは1週間に80人分だったものを1週間に100人分とすることで、8万円から10万円に改正するものです。

島田委員 1人当たり1,000円というのは他市と比べても妥当なのか。

市川職員課長 1人の受検者を2人の医師により2回読影しますので、100人分を見るということは200回見るということになり、1回につき500円の設定となります。他市の状況は把握しておりませんが、診療報酬の点数から換算しますと、1件当たり850円となっており、妥当な金額と考えております。

島田委員 20人ふえるということで、診療放射線技師の増員はあるのか。

市川職員課長 今回のことで増員になるということはありません。

島田委員 給与等がふえることもないのか。

市川職員課長

読影に携わる医師が足りていないという状況を踏まえて、今回、1週間当たりの読影をふやすというところでございます。

【質疑終結】

【意見】

粕谷委員

自由民主党・無所属の会から、議案第24号所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について賛成の立場から意見を申し上げます。

障害者雇用就業支援員と障害者雇用就業員についてです。前提として、このような形で障害者の就業の機会を開くということはとてもよいことだと思っています。障害者雇用就業支援員については、社会福祉協議会との連携を模索するなど、また、障害者雇用就業員について同レベルの障害者でも民間企業で働いている。この辺のことを踏まえながら、報酬額のあり方も含め、条例に位置づけることについてもう少し検証をしていただければありがたいと思います。

【意見終結】

【採決】

議案第24号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第25号「所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

荒川委員

扶養手当の見直しについて、配偶者に係る手当を減額して子に係る手当を増額していることのように、国と所沢市の違いは、何か事情があるのか。

市川職員課長

昨年の人事院勧告で示された内容といたしますと、民間におきまして共働き世帯が増えているということや、女性の就労を巡る状況に大きく変化が生じる中で、配偶者に手当を支給する事業所の割合が減少していること、また、公務においても配偶者を扶養親族とする割合が減少傾向にある、ということが示されております。また、今後民間企業において配偶者に係る手当について減額やなくすといった見直し予定がそれなりの数の事業所であるということを含めて、今回の勧告が示されたものと考えております。本市の場合、配偶者に係る扶養手当の減少傾向はありますが、そこまで顕著に減っているのか、ということがございますので、本市独自の改正をするという考えに至ったところでございます。

荒川委員

特に国家公務員の場合は、2、3年で異動するということがあり、配偶

者が定職に就きにくいという事情もあるのではないかとと思うが、人事院は市の場合についてどのような見解をもっているか。

市川職員課長

公務員の給与は民間に準拠して、ということになりますので、民間でも全国的に転勤をされたりする企業もあり、長期永続的に勤務しえないという事情はあるものかと思います。市の場合につきましても、広域の異動は通常想定されませんので、安定的に勤務することは比較的可能であるとの見解かと思います。

松崎委員

国家公務員の手当と比較し、所沢市の場合は手当を上乗せしている。基本的に給料は人事院勧告に準拠ということだが、手当を上乗せした理由を伺いたい。

市川職員課長

国どおりということになると、配偶者についてはさらなる引き下げ、子についてはさらに引き上げとなります。配偶者の扶養手当に関してその他の親族と同じ金額の6,500円まで下げるということについて、人事院勧告では配偶者に係る手当に関しての見直しなどが民間で進んでいると示されておりますが、本市の実態ではそこまでいっていないのではないかと考えてございます。そこで、平成29年度は国と同額、国はそこからさらに配偶者を下げ、子は上げるという方向にいきますが、本市についてはしばらく状況を見ていきたいという考え方です。

松崎委員

その議論の中で全体の金額は試算したうえで決定したのか。

市川職員課長

影響額の平成29年度は68万3,000円ということで、ほぼ均衡されていると考えたところです。以降、減額になるのは、部長級、次長級について国と同様に手当を減額していくということがありますので、それに伴って減っていきませんが、国どおりにすると、平成29年度は同額ですが、平成30年度には640万円ほどの増額になってしまいます。以後は400万円ほどの持ち出しになってくるという状態になります。人事院勧告では、配偶者に係る手当の減額分と子に係る手当の増額分がほぼ均衡するように、その原資を使って行うことも併せて言われておりますので、その趣旨を踏まえるとこの形が本市には合っているのではないかと、という試算をしております。

松崎委員

住居手当について、全国の8割以上の自治体で廃止しているが、県内で残っているのはどのぐらいか。

市川職員課長

住居手当につきましては、廃止は持ち家部分となります。平成28年4月時点で、26市で持ち家に係る住居手当の制度が残っております。全国と比較すると県内はかなり残っているほうの部類になるという状況でございます。

桑島委員	借家に対する住居手当の状況は、県内はどのようになっているか。
市川職員課長	県内ではすべての自治体でございます。
桑島委員	全国的な動静はいかがか。
市川職員課長	全国的にも借家に係る部分につきましては、ほぼあるものかと認識しております。
荒川委員	配偶者に係る手当は1万3,000円であったものが1万円になり、3,000円を子に係る手当に厚くということだが、6,500円が8,000円ということで1,500円しか上がっていない。配偶者がいない場合の子に係る手当については、1万1,000円が1万円、それ以降は8,000円ということで、配偶者がいない場合の子に係る手当も減らされるということだが、そのような理解でよいか。
市川職員課長	今回の改正により、それについては区別がなくなるようになります。
荒川委員	配偶者に係る手当を減らして子に係る手当を厚くするというが、配偶者がいない子の手当は減らされるということか。

市川職員課長

そのとおりです。

桑島委員

扶養配偶者の所得条件はいくらか。

市川職員課長

年間の金額で130万円です。

松崎委員

臨時的任用職員の賃金改正について、今回の人事院勧告により増額改定が勧告されたということだが、賃金が下がったことはあるか。

市川職員課長

臨時的任用職員の賃金単価につきましては、下がったことはございません。算定基礎は、国家公務員の行政職俸給表（1）の1級1号の金額を年間の金額にし、年間の時間数で割ったものでございます。国の俸給表につきましては、全体として下がる改定がされることもありますが、初任給については下がっていないという現状があり、結果として臨時職員も下がったことはございません。

松崎委員

臨時的任用職員の賃金は国家公務員の正規職員の一番下の部分に基づいているということか。

市川職員課長

行政職俸給表（1）の1級1号の金額を時間で割っているということで

ございます。

桑島委員

臨時的任用職員の賃金単価の種類が多いのは、どういう根拠か。

市川職員課長

業務内容が専門特化しているものもあるということでございます。

桑島委員

他市ではどのような状況か。

市川職員課長

条例で定めているというところはあまり数はありませんが、実際の賃金単価を見ますと、市の独自性があらわれておりますが、各市も職種ごとに定めているという状況です。

【質疑終結】

【意見】

荒川委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第25号所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について反対の立場から意見を申し上げます。

子に係る手当の増額というのは当然だが、配偶者に係る手当の削除を財源としているということ、この措置によって配偶者手当が減るだけでなく配偶者のいない子1人の場合には減額になり、また、父母等についても減額になってしまう。こうした扶養手当の見直しには問題があるという理由から反対します。

粕谷委員

自由民主党・無所属の会から、議案第25号所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について賛成の立場から意見を申し上げます。

従来、所沢市としては人事院勧告の趣旨を踏まえて改正してきた経緯もあり、今回の一部改正についてもそれに準ずるものであるということで、賛成するものであります。

【意見終結】

【採 決】

議案第25号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第30号「所沢市消防団条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

松崎委員

分団長とはどのように選ばれるのか。

須田危機管理

分団長の選出については、団本部の副団長と各分団長の推薦によるもの

担当参事

となります。

松崎委員

その方は女性とは限らないのか。

須田危機管理

女性とは限りません。

担当参事

荒川委員

女性消防団員の役割にはどのようなものがあるのか。

須田危機管理

主な任務として、単身高齢者世帯へ防火訪問、各種救命講習に消防署員

担当参事

に同行しての指導、消防団のPR活動などがございます。

福原委員

所沢市消防団の女性団員は何人か。

須田危機管理

定員20人でございます。

担当参事

福原委員

現在は10分団あるが、分団を新設するというイメージか。

須田危機管理

分団をもう一つつくるということではございません。団本部の中に、分

担当参事

団長を階級として定めるということでございます。

福原委員

第1分団から第10分団まですべて男性ということか。

須田危機管理

現在の分団長は、すべて男性でございます。

担当参事

福原委員

団員も全員男性か。

須田危機管理

各分団についてはすべて男性でございます。

担当参事

荒川委員

これまでも女性消防団員がいたが、本部直属ということか。

須田危機管理

団本部の中に20人所属しております。

担当参事

桑島委員

分団に女性が入ることを排除しているわけではないか。

須田危機管理

排除はしておりません。

担当参事

桑島委員

本部の女性消防団に、男性は入れないのか。

石川総務部危

現実的には、女性消防団員に2人欠員がありますが、女性限定で2人募

機管理監

集しているところです。

桑島委員

女性消防団は女性に限る、という規約はあるか。

須田危機管理

規約はございません。

担当参事

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第30号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩 (午前10時33分)

(説明員交代)

再 開 (午前10時44分)

○議案第26号「所沢市税条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

桑島委員

改正地方税法の施行日はいつか。

肥沼市民税課
長

平成28年11月28日に公布され、公布の日から施行されております。

桑島委員

臨時国会か。

肥沼市民税課
長

そのとおりです。

桑島委員

課税そのものは4月1日基準だから、改正は今回でも間に合ったということか。

肥沼市民税課
長

そのとおりです。

桑島委員

今国会中も地方税法の改正が予定されており、会期中に改正されそう

が、最終日に条例改正案を提出するのは難しいか。

肥沼市民税課
長

国会の議決が3月末日というのが通例であり、難しいものかと考えてお
ります。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第26号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会（午前10時48分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

平成29年第1回（3月）定例会

総務経済常任委員会

- 1 国際社会（平和推進事業）について
- 2 人権尊重社会について
- 3 男女共同参画社会について
- 4 交通（交通政策）について
- 5 学校教育（私立学校）について
- 6 情報の共有と市民参加について（広報・市民参加）
- 7 行政経営について
- 8 危機管理・防災について
- 9 防犯について
- 10 財政運営について
- 11 農業・商業・工業について
- 12 観光について
- 13 労働・雇用環境について